



(2) 文化、科学、技術等の発達に寄與しもつて日本再建のため多大の貢献をした諸行爲を調査する。

三、本委員会は、調査の結果に基き必要と認めたときは、所管の機関に対し、前項第一号の事項については、これが責任に関し、第二号の事項については、これが表彰に關し、適宜の処置を求めることができる。

四、本委員会及びその小委員会は、國会の会期中たると休会中又は閉会中たると問わず、必要と認められた場合には、開会することができ。又本委員会及びその小委員会は、必要と認めたときは、何時でも証人の出頭又は帳簿、書類等の記録の提出を要求することができる。議長は、本委員会の申出により、必要があると認めたときは、顧問、調査員、経験者、相談員、技術者及び事務補助員を臨時に任命し、その給與を決定することができます。

本委員会に要する経費は、第六回國会召集の日まで、月平均百万円以内とし、委員長又は委員長が指定する理事の請求により、議長が支出させる。

五、本委員会は、隨時衆議院に対し、調査報告書を提出しなければならない。

衆議院が休会又は閉会中の場合は、右報告は、これを議長に提出

するものとする。議長は、衆議院開会の際これを衆議院に報告するものとする。委員会の報告は、公益に害ある場合を除き總て公開しなければならない。

右決議する。

昭和二十二年十二月十一日、本院において、議決せられました不當財産取引調査特別委員会が國会に設置せられまして、爾來第四回國会に至るまで活発なる活動を続けて参りましたことは、皆様御承知の通りであります。われわれは、第五回國会におきましても本委員会の重要性は十分認めるところではあります。が、日本再建のために本委員会の活動を拡大強化し、名称を考査委員会と改め、不当財産取引調査特別委員会が從来取扱つて参りました仕事の上に、日本再建に重大なる影響を與えた行爲の責任の所在を調査するところに、さらに他面、日本再建に必要な事柄について多大の貢献をなした行爲の結果に基いて適宜の処置を求めることのできるような條項を附加し、明確な大きな目的であるのであります。

ただ、ここで一言申し上げておきたことは、日本再建に重大な悪影響を与えたものといふ條項があるのであります。が、その調査の対象となるものは、もちろん委員会において独自の調査が進めらるべきではありますが、本決議案の條文に二、三の例を引用いたしまして、本案の目的を具体的にかつ明らかに表現いたした次第であります。何とぞ満

す。その一つは、不正に租税の賦課を免れさせ、納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲であり、その二是供出を阻害する行爲、その三是不法に労働議を挑発させる行爲と明示しています。

右決議する。

昭和二十二年十二月十一日、本院において、議決せられました不當財産取引調査特別委員会が國会に設置せられまして、爾來第四回國会に至るまで活発なる活動を続けて参りましたことは、皆様御承知の通りであります。われわれは、第五回國会におきましても本委員会の重要性は十分認めるところではあります。が、日本再建のために本委員会の活動を拡大強化し、名称を考査委員会と改め、不当財産取引調査特別委員会が從来取扱つて参りました仕事の上に、日本再建に重大なる影響を與えた行爲の責任の所在を調査するところに、さらに他面、日本再建に必要な事柄について多大の貢献をなした行爲の結果に基いて適宜の処置を求めることのできるような條項を附加し、明確な大きな目的であるのであります。

ただ、ここで一言申し上げておきたことは、日本再建に重大な悪影響を与えたものといふ條項があるのであります。が、その調査の対象となるものは、もちろん委員会において独自の調査が進めらるべきではありますが、本決議案の條文に二、三の例を引用いたしまして、本案の目的を具体的にかつ明らかに表現いたした次第であります。何とぞ満

す。その一つは、不正に租税の賦課を免れさせ、納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲であり、その二是供出を阻害する行爲、その三是不法に労働議を挑発させる行爲と明示しています。

右決議する。

昭和二十二年十二月十一日、本院において、議決せられました不當財産取引調査特別委員会が國会に設置せられまして、爾來第四回國会に至るまで活発なる活動を続けて参りましたことは、皆様御承知の通りであります。われわれは、第五回國会におきましても本委員会の重要性は十分認めるところではあります。が、日本再建のために本委員会の活動を拡大強化し、名称を考査委員会と改め、不当財産取引調査特別委員会が從来取扱つて参りました仕事の上に、日本再建に重大なる影響を與えた行爲の責任の所在を調査するところに、さらに他面、日本再建に必要な事柄について多大の貢献をなした行爲の結果に基いて適宜の処置を求めることのできるような條項を附加し、明確な大きな目的であるのであります。

ただ、ここで一言申し上げておきたことは、日本再建に重大な悪影響を与えたものといふ條項があるのであります。が、その調査の対象となるものは、もちろん委員会において独自の調査が進めらるべきではありますが、本決議案の條文に二、三の例を引用いたしまして、本案の目的を具体的にかつ明らかに表現いたした次第であります。何とぞ満

す。その一つは、不正に租税の賦課を免れさせ、納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲であり、その二是供出を阻害する行爲、その三是不法に労働議を挑発させる行爲と明示しています。

右決議する。

昭和二十二年十二月十一日、本院において、議決せられました不當財産取引調査特別委員会が國会に設置せられまして、爾來第四回國会に至るまで活発なる活動を続けて参りましたことは、皆様御承知の通りであります。われわれは、第五回國会におきましても本委員会の重要性は十分認めるところではあります。が、日本再建のために本委員会の活動を拡大強化し、名称を考査委員会と改め、不当財産取引調査特別委員会が從来取扱つて参りました仕事の上に、日本再建に重大なる影響を與えた行爲の責任の所在を調査するところに、さらに他面、日本再建に必要な事柄について多大の貢献をなした行爲の結果に基いて適宜の処置を求めることのできるような條項を附加し、明確な大きな目的であるのであります。

ただ、ここで一言申し上げておきたことは、日本再建に重大な悪影響を与えたものといふ條項があるのであります。が、その調査の対象となるものは、もちろん委員会において独自の調査が進めらるべきではありますが、本決議案の條文に二、三の例を引用いたしまして、本案の目的を具体的にかつ明らかに表現いたした次第であります。何とぞ満



は、いつでもやつておらないのであります。さらに政府はその上に、独占價格でもつて、大資本のつくる物には高い値段をつけ、農村から買上げる農産物はこれをはるかに低い價格に置いて、その間の値ざやを、やす／＼と大やみ資本にもうけさせている。(「それほうそだ」と呼ぶ者あり)そうでないといふ証拠があるなら、諸君、それを出してごらんになるとよろしい。明らかにそういうことをやつておるのであります。これは政府が第一に責任を負すべきことであるにもかかわらず、民自党及び民主両党の諸君が、これをたまたま民主主義的な運動をやる諸團体に責任があるかのように言るのは、まさに現在の政府の一方的な、反動的な、独占資本のためにのみ盡そうとする政策を隠蔽する以外の何ものでもないのです。(拍手)

トライキをやり過ぎて滅びた國は一つ  
もないのであります。(拍手)反対に、  
ストライキを無法に押しつけ、これは  
不正に挑発したために起るものである  
といつて彈圧した國々は、みな滅びて  
いるのであります。ナチス・ドイツし  
かり。ファシシヨ・イタリアしかし。  
そうして天皇日本もまたそうであつた  
ではないか。(拍手)かかるに、また今  
諸君は——この提案者の諸君は、また  
してもストライキを不法的なものとし  
て、何か悪い人間がいてこれを挑発す  
るかのよう考へてこの提案をなさる  
ことは、まさに時代に逆行するものと  
いわなければならぬのであります。

で結局日本の國をこういう悲惨な目に陥れた。諸君は、今民主主義の名において、民主主義を明徴しようとして、かえつて特高制度を復活する方向へ導こうとしているのです。現に、昨日の議院運営委員会において増田官房長官が聲明するところによれば、法務廳において委員会の行政機構をつくり、ここに非目的活動を取締る行政機関をつくろうというのです。これがこそ日本における旧特高制度の復活であり、旧思想検察及び思想裁判を復活しようとするものであります。これこそ、日本の管理において最高の原則であるボッダム宣言及び樹東委員会の方針にももとるものである。ひいては今回の憲法にまったく相反する反動的なものである。これを國会において通過したならば、まさに國会は日本のファシズミ化の道具に使われることになるのであります。この意味において、國会の名譽において、われくはこれに断じて反対するものであります。しかるに提案者においては、こういう点については、ただ一方的に弁解の辞を弄するばかりであります。

○議長(幣原喜重郎君) 提案者より御答弁を願います。石田博英君。

〔石田博英君登壇〕

○石田博英君 たゞいま共産党の志賀義雄君からなされました御質問は、大部分御意見にわたつておることと私は考えます。さらにまたこの問題につきましては、運営委員会におきまして、しば質疑應答を重ねて參つたのであります。志賀義雄君が、今日われくの見解であると称して述べておられることにつきましては、私どもは、それがまつたく一種の被害妄想的誤解であるゆえん分明らかにいたして參つたのであります。従つて、志賀君が、普通のわれくと同様なる五感を持つておられるならば——われくと同様の感覚を持つておられるならば、生理的にすでにおわかりのはずであると私どもは考える所以であります。しかしながら、愈のために、質問の各要項にわたりまして、私どもの見解をここに表示しておきたいと存ずるのであります。

まず第一点は、われくの提案にかかるこの決議案が國会法四十五條の違反になるのではないか、四十五條によれば、特別委員会は常任委員会以外の目的を対象としなければならぬといふ御意見でありました。この條項のうちにも、一つも特別というものは一つの目的を意味するとは書いていなかったのであります。諸君は、かつて不當財産取り委員会の決議案を上程せられたときには、満場一致をもつて賛成をいたされました。これはまた特定の目的でありまするが、同時に國家再建に悪影響を及ぼしまするところの各

行爲を調査することも、同様特定の一つの目的であると私どもは考えるのであります。(拍手)さらにまた、國家の再建を求めるわれく國民の大理想を達成いたして参りまするためには、單にあやまちを摘発するのみに限つておつたのでは、この目的を達成できないのであります。善行を表彰・賞揚することもまた特定の一つの目的であると私どもは考えるのであります。従いまして、われくは、國会法第四十五条の規定に断じて違反していないゆえんをここに明らかにいたしておきたいと存ずるのであります。(拍手)

○議長（幣原喜重郎君）提案者より御

行爲を調査することも、同様特定の一

したが、運営の將來につきましては、諸君が、もしその組織をもつて全体の目的を達成し得ないとするならば、その運営の方法において適当に考慮し配慮を行えよといと、私どもは考えておる次第であります。

さらにまた、從來の検察、警察その他の機関をもつてなし得なかつた行爲を調査するのが不当財産取引調査委員会の目的であるといつたしまするならば、われくもまた、この考査委員会におきまして、從來の警察や検察機関をもつて十分達成し得なかつた、わが國再建に重大なる悪影響を及ぼしまする諸行爲の原因を突きとめまして、政治的な根本的解決をはかることが刻下最大の急務であると考えておるのであります。(拍手)

さらに、この決議案が憲法に違反すると言われておりますけれども、私どもの見解をもつていたしまするならば、またわれくが、ここにあらためて申し上げまする必要がないほど、本決議案はだれが憲法に優先すると申しておりますか。憲法の中でも本決議案が運営せられることは明らかであります。(発言する者多し)わかり切つた議論をここにせられる愚撃に対して、あえて答弁の必要はないとわれくは考えるのであります。

疑いがあるのでありますから、その動機を明らかにしていただきまするならば、本委員会の性格も明瞭になるかと存じますので、この点につきまして、目的と違つた動機を御説明願いたいのであります。願わくば実例をあげて御説明いただきながら、幸甚この上ないものであります。

なおいま一つ、本委員会と、非日活動委員会というものができるそぞりあります。これとの関係につきまして、これは提出者がいかなる構想のもとに、非日委員会とどういう連絡ある構想のもとにこの委員会の案を提出されたか。この非日委員会につきましては、本委員会と関連する範囲におきまつて、政府の御説明を願いたいのであります。まずこれには三つある。一

は、木委員会と関連する範囲におきまつて、政府の御説明を願いたいのであります。

第一は、この決議案を見ますると、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

に指導した場合のみを言うのである

か、あるいは納稅者と共謀して納稅を

させなかつた場合を妨害といふのであ

るか、この点についても御説明願いた

るが、この点についても御説明願いた

ります。

第二は、非日委員会の活動の対象との異同

から非日委員会設置の動機との異同

いかんということです。それか

ら第二は、非日委員会と本委員会との連

絡はどうなるのであるかといふ問題で

あります。この三つについて、提案者

はいかなる考えのもとにこの委員会の

案をお出しなされたか、提案者のお考

えをお尋ねいたすのであります。な

お、あとで政府の御答弁を願いたいの

であります。

次に各論的な問題に入りますが、

これは先ほどからの弁士によりまして

いろいろ疑問が投げかけられており

まして、この委員会の活動は國民の自

由と非常な関係がある。ことに、労働組合あるいは農民組合の指導者にとり

ましても重大なる関係のあるところの

案であると考えまするので、そこで、

この委員会の活動の対象、活動の範囲

といふものは、ごくこまかに、微細に

これを検討しなければ、ゆゆしき問題

を引起すと存ずるのであります。その

意味から、いささかこまかいことにな

りますが、二、三の点につきまして提

案者の方の御説明を願いたいと思

うのであります。

第一は、この決議案を見ますと、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

に指導した場合のみを言うのである

か、あるいは納稅者と共謀して納稅を

させなかつた場合を妨害といふのであ

るか、この点についても御説明願いた

ります。

第二は、非日委員会と本委員会との連

絡はどうなるのであるかといふ問題で

あります。この三つについて、提案者

はいかなる考えのもとにこの委員会の

案をお出しなされたか、提案者のお考

えをお尋ねいたすのであります。な

お、あとで政府の御答弁を願いたいの

であります。

次に各論的な問題に入りますが、

これは先ほどからの弁士によりまして

いろいろ疑問が投げかけられており

まして、この委員会の活動は國民の自

由と非常な関係がある。ことに、労働組合あるいは農民組合の指導者にとり

ましても重大なる関係のあるところの

案であると考えますので、そこで、

この委員会の活動の対象、活動の範囲

といふものは、ごくこまかに、微細に

これを検討しなければ、ゆゆしき問題

を引起すと存ずるのであります。その

意味から、いささかこまかいことにな

りますが、二、三の点につきまして提

案者の方の御説明を願いたいと思

うのであります。

第一は、この決議案を見ますと、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

に指導した場合のみを言うのである

か、あるいは納稅者と共謀して納稅を

させなかつた場合を妨害といふのであ

るか、この点についても御説明願いた

ります。

第二は、非日委員会と本委員会との連

絡はどうなるのであるかといふ問題で

あります。この三つについて、提案者

はいかなる考えのもとにこの委員会の

案をお出しなされたか、提案者のお考

えをお尋ねいたすのであります。な

お、あとで政府の御答弁を願いたいの

であります。

次に各論的な問題に入りますが、

これは先ほどからの弁士によりまして

いろいろ疑問が投げかけられており

まして、この委員会の活動は國民の自

由と非常な関係がある。ことに、労働組合あるいは農民組合の指導者にとり

ましても重大なる関係のあるところの

案であると考えますので、そこで、

この委員会の活動の対象、活動の範囲

といふものは、ごくこまかに、微細に

これを検討しなければ、ゆゆしき問題

を引起すと存ずるのであります。その

意味から、いささかこまかいことにな

りますが、二、三の点につきまして提

案者の方の御説明を願いたいと思

うのであります。

第一は、この決議案を見ますと、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

に指導した場合のみを言うのである

か、あるいは納稅者と共謀して納稅を

させなかつた場合を妨害といふのであ

るか、この点についても御説明願いた

ります。

第二は、非日委員会と本委員会との連

絡はどうなるのであるかといふ問題で

あります。この三つについて、提案者

はいかなる考えのもとにこの委員会の

案をお出しなされたか、提案者のお考

えをお尋ねいたすのであります。な

お、あとで政府の御答弁を願いたいの

であります。

次に各論的な問題に入りますが、

これは先ほどからの弁士によりまして

いろいろ疑問が投げかけられており

まして、この委員会の活動は國民の自

由と非常な関係がある。ことに、労働組合あるいは農民組合の指導者にとり

ましても重大なる関係のあるところの

案であると考えますので、そこで、

この委員会の活動の対象、活動の範囲

といふものは、ごくこまかに、微細に

これを検討しなければ、ゆゆしき問題

を引起すと存ずるのであります。その

意味から、いささかこまかいことにな

りますが、二、三の点につきまして提

案者の方の御説明を願いたいと思

うのであります。

第一は、この決議案を見ますと、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

に指導した場合のみを言うのである

か、あるいは納稅者と共謀して納稅を

させなかつた場合を妨害といふのであ

るか、この点についても御説明願いた

ります。

第二は、非日委員会と本委員会との連

絡はどうなるのであるかといふ問題で

あります。この三つについて、提案者

はいかなる考えのもとにこの委員会の

案をお出しなされたか、提案者のお考

えをお尋ねいたすのであります。な

お、あとで政府の御答弁を願いたいの

であります。

次に各論的な問題に入りますが、

これは先ほどからの弁士によりまして

いろいろ疑問が投げかけられており

まして、この委員会の活動は國民の自

由と非常な関係がある。ことに、労働組合あるいは農民組合の指導者にとり

ましても重大なる関係のあるところの

案であると考えますので、そこで、

この委員会の活動の対象、活動の範囲

といふものは、ごくこまかに、微細に

これを検討しなければ、ゆゆしき問題

を引起すと存ずるのであります。その

意味から、いささかこまかいことにな

りますが、二、三の点につきまして提

案者の方の御説明を願いたいと思

うのであります。

第一は、この決議案を見ますと、

「昭和二十一年十二月十一日本院において議決した不當財産取引調査特別委員会設置に関する決議」の二の調査をす

る外、不正に租税の賦課を免れさせ、

納稅を妨害する等納稅意欲を低下させる行爲」こうあるのであります。そこ

で、不正に租税の賦課を免れさせる行

爲につきまして御質問いたしますが、この文案から見ますと、租税を免

れさせる行爲のうち不正なものがこの

対象に相なることになつておる。すな

わち、租税を免れさせる行爲のうちに

正と不正とを区別いたしまして、不正

なるものを対象とするということに相

なるのであるか、はつきりしないの

であります。納稅者は納稅意欲がある

のであるが、第三者が納稅しないよう

一体どういうのであるか、これも具体的に説明願いたいのです。たとえば、日本再建に重大な悪影響ということは、經濟的の意味だけであるか、思想的の意味も含まれておるのであるか、この点についても、はつきりいたしません。もし思想的な意味だとしますならば、天皇親政論を唱える者は、これにあてはまるのであるかどうか。これも私は、日本再建、日本の民主國家成立には重大な悪影響を及ぼすものだと考える。(拍手)でありますから、かようなことも本委員会の対象になるのであるかどうか。また、その他幾多の事例があるのであります。たとえば、言論・結社の自由の圧迫ということも日本の民主國家再建には重大な悪影響があります。かような言論の自由、結社の自由を圧迫する、われくの基本的な人権を圧迫するような行動も、この日本再建に重大な悪影響を及ぼすものに当るのであるかどうか。

(拍手)こうしたことについても御説明願いたい。この御説明がないから、いろいろの疑惑が生ずるのであります。かようなことについても明らかにしていただきたいのです。

なおまた近ごろひんびんと起つておりますが、地方の検察官たちが地方のいわゆるブローカーあるいはボスたちと結託いたしまして検察の民主化をはばんでおる。これも日本の再建に非常に悪影響を及ぼす。こういうものをやはり対象となさるのであるかどうか、これについても御説明願いたいのです。かように考え来りますと、たくさんあるのですますが、時間もありますせんから簡単にいたしますのであります。

なお、この決議案の三項には「本委員会は、調査の結果に基き必要と認めたときは、所管の機関に対し、前項第一号の事項については、これが責任に關し」とあるのであります。が、この所管の機関という中には、いかなる機関が含まれるのであるか、これの御説明を願いたいし、今できんとしておりますが、この所管の機関の中に入るものであるかどうか、この点に対しても御説明を願いたいと思うのであります。

なお最後に、「適宜の処置を求めることができる」というのは、大体どうあるか、この点についても御説明願いたいと思うのであります。

が國が終戦後第四年目を迎えて、民族の繁栄と國家の興隆とを求めて参りますために何よりも必要な國家の治安を回復し、その秩序を確立いたしまするとともに、國家経済の復興と再建に努めたいということに出発することは、言うまでもないであります。さらには、不當財産取引調査委員会の審議を今日まで続けて参りました経過にかんがみまして、私どもは、單に財産の面だけではなく、その他日本の國家再建に大きな影響を與えまする諸般の行為にまでその対象を廣めて参らなければならぬ必要に今日迫られたからであります。(拍手)動議の説明はその通りであります。

ます。これを「ざさんである、特定なものではない、抽象的である」という議論をなされる共産党、社会党の諸君は、「昨年不当財産取引調査特別委員会を設置する決議案の中に、「日本國民の利益及び財産を奪い……」「前を略すな」と呼ぶ者あり)「又は公職にあらざるも、公然又はかくれて日本國民の利益及び財産を奪い、又は奪うのに寄與し乃至公益に反して行動をなした者との関係の調査」とあります。すなわち、公益に反した行動をなした者というこの抽象的な決議案に対して賛成をさせられた社会党、共産党の諸君が、今日、より明確になつておりますところの、日本國家再建に妨害を及ぼす諸行為という内容がおわかりにならないはずはない、私どもは信ずるのであります。(拍手)

三

猪俣浩三君登壇

○猪俣浩三君 私の質問に対して石田君の答弁がありましたが、最も重大な点について御答弁がなかつたのであります。労働争議を不法に挑発させるということについて、私は愈入りに御質問申し上げた。この点についての御答弁がないのであります。これは非常に重大な問題でありますから、私は明確に願いたい。不法ならざる労働運動を教唆しても本委員会の対象になるのであるか。不当なる労働争議だけに根るのであるか。なお挑発するといふことは、石田君のさきの答弁によりますと、官民を問わざる処置であるとしてしまつておられるが、どの程度までを教唆と認めるのであるか。なお挑発するといふことは、これまで重大な問題でありまして、これもついでに御答弁願いたい。たとえば、政府の態度あるいは政府の官にある者の言動によつてあります。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at [mhwang@uiowa.edu](mailto:mhwang@uiowa.edu).

一体どういうのであるか、これも具体的に説明願いたいのです。たとえば、日本再建に重大な悪影響ということは、経済的の意味だけであるか、思想的の意味も含まれておるのであるか、この点についても、はつきりいたしません。もし思想的な意味だとしますならば、天皇親政論を唱える者は、これにあてはまるのであるかどうか。これも私は、日本再建、日本の民主國家成立には重大な悪影響を及ぼすものだと考える。(拍手)でありますから、かようななことも本委員会の対象になるのであるかどうか。また、その他幾多の事例があります。かような言論の自由、結社の自由を压迫する、われくとも日本の民主國家再建には重大な悪影響があります。かように言論の自由、結社の自由を压迫する、われくとも、この日本再建に重大な悪影響を及ぼすものに当るのであるかどうか。

(拍手)こういうことについても御説明願いたい。この御説明がないから、いろいろの疑惑が生ずるのであります。かようなことをしていただきたいのです。かよくなことについても明らかにしていますが、近ごろひんびんと起つておりますが、地方の検察官たちが地方のいわゆるブローカーあるいはボスたちと結託いたしまして検察の民主化をはばんでおる。それも日本の再建に非常に悪い影響を及ぼす。こういふものをやはり対象となさるのであるかどうか、これについても御説明願いたいのです。かようにもう考え来りますと、たくさんあるのですが、時間もありますが、せんから簡単にいたしますのであります。

なお、この決議案の三項には「本委員会は、調査の結果に基き必要と認めたときは、所管の機関に対し、前項第一号の事項については、これが責任に關し」とあるのであります。が、この所管の機関という中には、いかなる機関が含まれるのであるか、これの御説明を願いたいし、今できんとしております。非日活動委員会といふものが、この所管の機関の中に入るのであるかどうか、この点に対しても御説明を願いたいと思うのであります。

なお最後に、「適宜の処置を求めることができる」というのは、大体どちらかいう処置をお求めになろうとするのであるか、この点についても御説明願いたいと思うのであります。

以上、大体こまかいことであります。が、私どもも正當な委員会ならば何々反対しないのであります。が、これらの点につきまして、はなはだ疑義が多數あります。はなはだいいな事項を包含して委員会をつくりますと、これは私どもは大きな問題と相なると思うので、十分慎重審議して、これならば間違っていないというところでおきめ願いたいと。思うのであります。はなはだ必ずござるる案で、早速われわれは賛成する。けに参らぬと思うのでありますから、周密なる御答弁を願いたいと思うのであります。(拍手)

〔石田博英君登壇〕

○石田博英君 猪俣君の御質問に對しましてお答えを申し上げます。

まず第一の御質疑は、われわれが決議案を提出いたしました動議に關してであります。私どもが本決議案を提出いたしました最大の動機は、現在

が國が終戦後第四年目を迎えて、民族の繁栄と國家の興隆とを求めて参りますために何よりも必要な國家の治安を回復し、その秩序を確立いたしまするとともに、國家経済の復興と再建に努めたいということに出発することは、言うまでもないであります。さらには、不當財産取引調査委員会の審議を今日まで続けて参りました経過にかんがみまして、私どもは、單に財産の面だけではなく、その他日本の國家再建に大きな影響を與えまする諸般の行為にまでその対象を廣めて参らなければならぬ必要に今日迫られたからであります。(拍手)動議の説明はその通りであります。

また、本委員会と今日巷間に傳えられておりまする非日活動委員会との関係はいかん、こういう御質問でございました。私どもは、本委員会に開する決議を起草するにあたりまして、非日委員会のことにつきましては何ら考慮を拂っていないことを、この際明言いたしておきたいと思うのであります。何らの関係もないのです。従いまして、関係のないことに対する諸般の御質疑に対してもお答えする必要がないと考えるのであります。

さらに、私どもが掲げました三つの例示につきまして、こまゝしい御質疑がございました。私どもが本決議案に掲げました三つの例示は、あくまでこれは例示であります。私どもが本委員会におきまして調査を行わんといたしましたところの目的につきましては、後段において明らかにいたしております通り、國家再建に重大なる影響を及ぼす行爲全般を指しておるのであり

ます。これを「ざさんである、特定なものではない、抽象的である」という議論をなされる共産党、社会党の諸君は、「昨年不当財産取引調査特別委員会を設置する決議案の中に、「日本國民の利益及び財産を奪い……」「前を略すな」と呼ぶ者あり)「又は公職にあらざるも、公然又はかくれて日本國民の利益及び財産を奪い、又は奪うのに寄與し乃至公益に反して行動をなした者との関係の調査」とあります。すなわち、公益に反した行動をなした者というこの抽象的な決議案に対して賛成をさせられた社会党、共産党の諸君が、今日、より明確になつておりますところの、日本國家再建に妨害を及ぼす諸行為という内容がおわかりにならないはずはない、私どもは信ずるのであります。(拍手)

○政府委員(増田甲子七君) 猪俣さん  
の御質問にお答え申し上げます。  
いわゆる非日委員会のごときものの  
設置を考慮せよとの総理の指示に基づ  
て、今政府はせつから考慮研究中でござ  
いまして、はたしてこれを設置すべきや  
ないや、またもし設置するとして、いかなる態  
様においてこれを設置すべきかは研究中でござ  
ります。(拍手)

〔猪俣浩三君登壇〕

○猪俣浩三君 私の質問に対しても石田  
君の答弁がありましたが、最も重大な  
点について御答弁がなかつたのであります  
。労働争議を不法に挑発させるとい  
うことについて、私は念入りに御  
質問申し上げた。この点についての御  
答弁がないのであります。これは非常  
に重大問題でありますから、私は明  
確に願いたい。不法ならざる労働運動  
を教唆しても本委員会の対象になるの  
であるか。不当なる労働争議だけに限  
るのであるか。なお挑発するといふこと  
とは、石田君のさきの答弁によります  
と、官民を問わざる処置であるとしま  
るのならば、どの程度までを教唆と認  
めるかということは、これまた重大問  
題であります。これもついでに御  
答弁願いたい。たとえば、政府の態度  
あるいは政府の官にある者の言動によ  
るとすることを明らかにいたせば十分で  
あると私は考へるのであります。

つて労働争議が勃発した、というようなことがありますのであります。これが、これもまた、この労働争議を誘発させたものなりとして、政府を取調べるということに相なるのであります。手拍子)この点につきましても、官民を問わぬといふならば、官の方方がかよな誘発行為をされた場合にもこの調査をしなければならぬと思いますが、これについても御答弁を願いたいと思うのであります。

それから、正不正の判断は社会正義に基くという御答弁でありまするが、租税の賦課を免かれしめるという具体的な事実を例示されましての意味の不正なのでありますから、あるいは正なのでありますから、そういう抽象的なことでなしに、どういう場合が不正になるかということを、例をあげて御説明願いたいと私は申し上げた。もし例をあげることができないとするならば、はなはだわけのわからぬことでこの法案を出されたということに相なるのでありますて、こういう場合が正しい、こういう場合が不正であるという実例があげ得るはずだと私は思う。納稅の不能と、いふ具体的な事実にかかつておるのでありますから、そういう抽象的な社会正義などということでないに——社会正義なるものも解釈の仕方によりまして、みな違うのでありますて、ファッショニヨン體の考える社会正義と、社会党の考える社会正義と、また違うのであります。そういうわゆる答弁願いたいと思うのであります。

な感じです。けさの新聞に具体的に詳細に出ておるのでありますて、運営委員会かなにかに御説明になつた。それに対しまして、なお私はいろいろの疑義がありますからお尋ねしたいと思いましたら、本会議では、まだ設置するかしないかも考えておらぬというような御答弁で、はなはだ不親切な御答弁じやないかと思うのであります。が、考えておらぬと言わればしかたがないのでありまするから、これで私は引き下る次第であります。(拍手)

的といったしておきたいと思うのであります。  
さらに税の問題につきましては、もしも税務官吏の不当なる割当や、不公平なる職権の行使によりまして、國民の納税意欲が不必要に阻まれるというような事態がありますならば、われわれは各地でそういうことを聞いておるのであります。が、そういう事実につきましても、その眞因を突きとめて、これら的事態をなくすように努力

とごとく、その人独得の大前提をもつてこれを攻撃せんとせられるものでありまして、本案のはんとうの趣旨をわざわざ曲解し、または曲解させようとせられておるものと断するよりほかありません。

第一に、前にあつた不当財産取引調査特別委員会そのままでいいじやないか、何ゆえかようなものをつけたか、かよくな諭諭でありますか、われくは、過去二年にわたりまして、隠退資金の資本取引調査委員会より不当財産取引調

に私は合点が參りません。何らかの意図のある問題だと考へるのであります。

以上をもつて私の答弁といたしたいと存じます。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。鍛冶良作君。

〔鍛冶良作君登壇〕

○鍛冶良作君 私は、本決議案に対し賛成の意見を述べるものであります。

えがあるならば、あれを縮めます。あ  
れが元の通りである以上は、決してさ  
うにゆがむわけがありません。ことと  
に、先ほどの大部分の議論を聞きます  
と、炭鉱國管案の事件をうやむやにし  
ようとする目的だということを言われ  
たが、何ゆえに炭鉱國管案だけを言わ  
れるのですか。もしそういうものであ  
るならば、まだいくらでも問題があつ

論は出ましたか、いずれもこれは例示であります。しかもこれに対しでは、ことごとく「不正」であるとか「不法」であるとかという條件がついておるものでありまして、不正にあらざるもの、不法にあらざるものまでもやろうといふのではありません。これが第一です。

先ほど來修正意見の説明並びに質問等を聞いておりましたが、それらはこ

たはずである。しかるに、ここに炭鉱  
國管案だけをあげられるとは、まこと

働者だけを対象にするものではない。一切これに関連して不正をなしたも

の、不法にこれをやつたもの、ことごとく対象とするものでありますかがゆえに、あなた方の御心配はまことに御無用な事であります。(拍手)さらに猪俣君から、何が不正であるか、また何が不法であるかと質問されおりましたが、さようなことは、本日ここで論ずることではありません。委員会において、われくが、これを不正と思うがどうか、不法と思うがどうかということを厳密に調査してもらうことを言うのでありますて、さようはだしきものと言わなければなりません。(拍手)

る行爲は、個人や團体を開わず、憲法の保障を失うものであると、われくは解釈するものであります。(拍手)

今、われくの大きいに注目しなければならないことは、納稅意欲を低下させる行爲、すなわち反稅運動があらゆる方法をもつて全國的に展開されつつあることであります。租稅について國民の批判や苦情は大いに騒動されなければなりません。また民主主義は、哲學的な高尙な議論が大切なばかりでなく、稅金やあるいは財産、身体のような具体的な問題についての民衆の注意から発達することが最も大切でなければならぬと思うであります。

しかしながら、現在わが國の多くの國民は、稅金や國家予算に対する深い理解を持つには、あまりにもその距離がはなはだ過ぎるのであります。あまたさえ、敗戦による國家の窮乏と道義の頽靡により、やみや自己保全の立場にのみ汲々とする傾向が現われるにつたのであります。國敗れて、ある者はこじきのような生活に陥り、ある者はつえとも柱とも頼む夫を失い、あるいは父を失い、子を失つて悲しんでおるところの多くの人々の悲しみを見て見ぬふりをして、自己保全のためにばかり汲々としておる者のあることは許されないと同時に、またこうした國民の悲しみや、才てばちな心理を巧みに煽動して、國家を混乱と破壊に導く者のあることも、断じて許されないのであります。(拍手)目下ある政党が指導する反稅鬭争や、正当な理由なしに納稅に反対する徒党的運動などは、当然禁止されなければならぬと思

います。(拍手)

かつて某政党は、供采反対運動を党員拡張の道具に取上げたことがあります。あるいは、放埒なサボの減産運動を取上げたこともあります。そうして、過般の選舉においては、ある種の闘争を押し立てて、一挙に三十数名の議員を獲得したのであります。(拍手)復興を阻害し、結局は國民の首を絞めるような戦術であるにかかわらず、重税にあふぐ者、供出に苦しんでいる農民は、ただ目先の利害と個人的利害に支離され水におぼれておる彼らは某政党の差出でけんのんなかみそりの刃にもすがりついたような現状を露呈したのであります。これと同様に、労働争議の際においても争議行為を煽動し、それによつて党勢拡大をはかり、争議行為を苛烈にして社会の秩序を混乱に陥れんとした行動は、われくは今日までしばく目撃して來たのであります。

わが民主党は、労働者の争議権はこれを率直に認めるものであります。しかししながら、一方において日本民族のために、かつた労働者自身のためにも、日本の再建ということをまず第一主義的にわれくは考えるのであります。わが國の労働争議において、諸外国に見られないような脅迫、侮辱のあるいは暴行、財産破壊、名譽毀損等は何より、多數をたのんで警察官を萎縮せしめ、司法権を睡眠せしめ、國家の権力さえも無視され、まったく日本の無政府状態を想起せしめる実例が、過去三年の間の團体交渉や争議行為において見られたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)それは二・一ゼロストやその他山猫争議等においても見られたごとく、その有様は、現実の經濟

問題を超越して階級闘争を主眼とし、さらに政治闘争にまでも行き過ぎたところは、当時の指導者であつた鶴田君や土橋君ですら否定することはできぬと思います。(拍手)われわれが至るところで耳にすることは、産業經營者たちは労働組合を恐れ、産業界といふ現実の災いをこうむつてゐるからであると思ふのであります。われわれは、戦争を放棄してからすでに四箇年に近い歳月を送り、その間幾多の困難と打闘つて來たのであります。ですが、今日が最も存亡の危機に立つておると思うのであります。祖国復興のためにには、今こそきびしい方途が講ぜられ、切るべきものは断固として切り、伸ばすべきものは極力押し進めていかなければなりません。一方においては、破壊的分子を一掃するとともに、二方においては、國家再建のため黙々として、あるいは文化、あるいは科学、あるいは技術に貢献しておられるところの有能の士に対しても、当然國家において適宜の処置が講ぜられるべきだと思います。

以上の見地から、私は本決議案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本共産党を代表いたしまして、原案に反対、修正案に賛成の意見を申し上げます。

諸君御承知の通り、先般の國会の解散、総選挙に導かれた根本的原因は、芦田内閣が昭和電工事件によつて瓦解され、この不正腐敗のあとにこの選挙が

行われ、諸君もまた綱紀眞正を第一のスローガンとして選挙をやつて來たはずである。「その通り」と呼ぶ者あります。ゆえに、今日國民は、何よりも第一に、新しい國会、新たなる政府が、政界、官界、財界の大眞正を行うことを期待しておるのであります。しかるに、今までこのために最も立派な業績をあげて來ましたところの不当財産取引調査特別委員会なるものをそのまま設置繼續することを、民自党の諸君は何ゆえかはばまんとしておるのである。第一、諸君、今まで諸君は、世界の民主主義各國から賞讃されるようなことは一つもやらなかつたけれども、ただ一つだけ不当財産取引調査委員会の活動だけが、世界の民主國家が喜び、これを賞讃している、本國会における唯一の業績であつたことを知つておるか。

○副議長(岩本信行君) 静かに願います。  
〔発言者多く、議場騒然〕  
○高田富之君(続) 第二に諸君の意図しておることは、今や諸君は公約を述べしから実行不可能の状態に陥れをして、諸君の人民に約束したこととはばつ一つとしてやれそうもない。(発言者多し) 反対に諸君は重税をぶつける。首切りをやる。企業整備をやる。大多数の人民を犠牲にするなどとやる。諸君、これに対しても予想されるところの人民大衆のはいとして起る諸君に対する反撃、これを押えんとする野望は、この制度の中にはつきりと現われておる。  
第三に諸君の意図しておることは、いかに諸君が三百代言的言辞を弄しようとも、諸君の意図しておることは:(発言する者多し) 非日活動委員会との関連において、國家政治を壊し、そしてボッダム宣言の趣旨を踏みし、憲法を:(発言する者多し) 不当財産引取調査特別委員会の発展をいたしまして、この考査委員会なるものの大不正を摘発することである。諸君がかつて東條やヒラーのやつた独裁政治を復活せんとする意図は明らかである。  
さて諸君は:(発言する者多し) にしこまえ。諸君は得意な抗弁をいたしまして、この考査委員会なるものの大不正を摘発することである。諸君が意図しておる非日委員会の月日とするとところは、これは政界や財界の上層部の不正を摘発することである。諸君が意図しておる



さらに、原案がその二において表彰すべき行爲の調査をあわせ行うことには、賞罰を明らかにし、信賞必罰の目的に沿わんとするものであつて、古くから政治の根源はここにありと言われたらゆえんを顯現せんとする意図にはかならぬと存するのであります。ここにこれを反上げて、旧來のとかく暗黒面の調査に力を盡した弊風を改めて、遅まきながら一步前進した明るさをもつこの活動こそ、われくは双手をあげて賛成せねばならぬのであります。

かかる見地よりいたしまして、私は考査委員会の設置に対し全面的に賛成の意を表すものであります。

ただ、この際一言いたしたいことは、本委員会の性格を明らかにするごとであります。もとより、考査委員会は不當財産委員会と同様、特別の使命にかんがみまして、不偏不党、嚴に良心に従つて委員会を超党派的に運営せしめ、祖國再建に資すべきであります。權威ある立法府の委員会としては、あたかも檢察陣の後塵を拜するがごとき行動、あるいは党派的根性よりも、いたずらに人を傷つけるか、ためにする中傷に基くあら探し、党派的泥試合のごときは厳にこれをつつしんで、あくまでも不當財産委員会を一步前進せしめたその趣旨と新鮮味とを活かし、祖國再建を阻害する行爲の調査究明に重点を置いて國民の信託にことべきだと存ずるのであります。

○平川篤雄君 二時間にわたりますことの決議案の審議の状況は、今後考査委員会が出发いたしましたとの有様をさながら髪飾させるようあります。ことに、民自党の諸君と共産党の諸君の應酬ぶりは、ほなはだ激しいものがあるのですて、おそらく、かように初めからいままで混乱を続けるのがこの委員会ではないかと予想せられます。

それはどこにあるかというと、不当財産取引調査をやらなければならないという必要は確かにある。もう一つ、それに対する抗しまして、民自党の方では、おそらく共产党の問題を主として取上げてくるに違いないと思うのであります。從來、この不当財産取引委員会にいたしましても、とかく政党間の泥試合に陥つたという非難を各方面から受けているのですが、大体このような委員会が超党派的に組織されるということは、國政の最高権を握つておりますものが、みずからを批判する機關として持たなければならぬものだと思う。かような意味に立直すと、いうことは、ただいま示されております民主自由党の原案によつて見られる目的一では、きわめてあいまいでございますので、そこから起つてくる混乱が想像できると思われるのです。

私どもは、かような意味において、石炭國家管理問題その他にからみますところの政界上層部の不当財産取引の問題についても、いまだ國民の疑惑が十分に拂拭されていない現状におきましては、どこまでもこれを徹底的にやる意味において、分割してこれを調査

すべきものと考えるのであります。そのほかの問題につきましても、もう少し研究の余地があると思われる。それは、納稅、供出、労働争議等の煽動者をひっぱり出すことは意味がないとは思いませんが、同時に、政府とか官吏とかいうものがやつておりますとところの不当課稅、不当供出割当、あるいは不当彈圧というようなものについても、これをこの考査委員会の問題にするということがあるのであります。ですが、かような廣範囲なことは技術的にできないと同時に、また考査委員会のごとき特別委員会のなすべき問題ではないと私どもは判断をいたすのであります。すなわち、さような問題は、もうすでに各種の取締法規等によつて相当に取締られております上に、かつて大藏、農林、労働その他の委員会において、もしわれくが欲するならば、ここにおいて責任を追究することも可能なであります。(拍手)ことさらにおかような委員会をつくる必要は絶対に認められないとわれくは考えるものであります。そのためには、かえつて自然発生的にできつりますところの、全然政党に關係なさ、いろいろな主義に關係なき各種の農業協同組合ないしは商工協同組合等の經濟的な要求、あるいは自衛的な手段までも不當な要求は、國会に直結すべくこれを一日も早く法制化することこそ第一にあります。むしろ、かかる正當な要求は、國会に直結すべくこれを

つておるのであります。かような観点に立ちまして、この不当財産取引調査以外の目的については、格別に、たゞいまのところ、この考査委員会の目的として取上げる必要がないものであると、われ／＼は断ぜざるを得ないであります。

ただ、ここに一つわれ／＼つけ加えておきたいと思ふことは、ただいまのごとき選択の余地のない、限られた條件のもとに、しかも早急に復興目立しなければならない國情におきまして、責任ある政治家が無責任な言動を放埒になすことにつきましては、大いに反省をしなければならない点があると思うのであります。かかる点につきましては、先ほど申しました、まつたく公平な、國会みずからがみずからを批判するという立場においての委員会が設けられる必要がないとは、われは考えておらないのであります。しかしながら、かような点について、しば／＼提案者並びに増田官房長官などの御答弁によりますと、未だ十分に構想ができ上つていないのであります。これが考える。かかる意味におきます。これで私は時期尚早であると考えますゆえをもつて、社会党その他から出されましした修正案に賛成をいたしまして、民主自由黨の原案に反対をいたす次第であります。(拍手)

されております原案に反対をいたし、修正案に賛成をいたすものであります。日本の政治史の中にもまれに見るべき絶対多数を獲得された民主自由党は、国民生活の安定を実現されると期待されておつたにもかかわらず、今日本むしろ不安と窮屈の一步を踏み出されつつあるこのときにおいて、今までに光ほどからの討論によりましても明白なるよな、この考査委員会なる、まつたくぬえ的な委員会の設置をするこによりまして、一層国民を不安に追ひ込めるとする意図に出立てるというふことを、断言しなければならないと考えるのであります。(拍手)先ほどから反対討論者によつて述べられておりましたように、私ども常識ある者が常識をもつて判断をし、そして提議されましたところのこの決議の内容を見ますならば、ここには民国民党がいかに不当財産取引調査特別委員会の発展したものであると御説明なさるうとも、その内容はまったく別個のものであるということは、言わざるがな、文字がこれで証明いたしております。このような、まつたく性格の違つた寄合会費を一つの委員会の中にくるといふこと自体が、たゞいま平川さんの言われたように、結末をつけ得ない混乱の根源をつくると同じことであるといふならば、別個の特別委員会をつわざるを得ないのであります。

くるべきである、かように主張いたしましたのに對して、特別委員会なるのはなるべく少いがよろしいとの御答弁があつたのであります。なるべく少いがよろしい。しかしながら、形だけなるべく少くするということでは、私どもは何にもならぬと考えます。内容と形とは常に一致したものでなければならぬ。内容の違つたものを形だけ一つにして、特別委員会は数が少いがよろしいというこのりくつは、りくつにならぬではないかと考えざるを得ないのであります。からだけ一つであつても、やまたのおろちであつてはならないということを、私どもは主張したい。その場合には、先ほどから反対者が心配をいたしておりますように、從來の中心であるところの不當雇用引に対する徹底的な追究がまつたく不可能になるということも明らかであります。ましようし、またここに提案者の意図があるということも、はつきりいたしておる事実であると見なければならぬのであります。(拍手)

ある場合は、それをまた当然追究すると言わるのであるならば、何がゆえに提案者は、これを明文化して、この決議案の中にはつきりと明示をされないのでありますよ。少くとも文をもつて表わし得ないというところを民自党の一つのねえ的な意図があるということを追究しなければならぬと、いふことがあります。(拍手) ことになります、先ほどからの提案者御意見を伺つてみましても、いわゆる農民運動、労働運動、あるいはまた小業者に対するところの彈圧を政府がややりたいのだけれども、政府がやれば、即座に國民の批判は政府に向つて突進して来る。何かよい方法はと考へて、いわゆるその行動が議会の考査委員会によつて不當なるものであると決議をしたときにおいて、國会は、國民の総意の表現である、國民がこの行動をしていわゆる不當であると決議したのである、ゆえに行政権を発動せよという國会の意思表示に基いた行政権の發動をさせた場合においては、わゆる政府のみからが負わなければならぬところの責任を國会に轉嫁するという意図が、多分に含まれておるはないかということを感じざるを得ないのであります。(拍手)

のである、こう申されるのであります。が、この委員会での認定を決定いたすものは、委員の持つ思想であります、委員の判断であります。従つて、根本的な問題は委員会の構成であります。確かにこの決議案のまず筆頭には、「本院に、三十人の委員からなる超党派的の考査特別委員会を設置する」と文字はまことしやかに書いてあります。超党派的といふ言葉を用いまして、國民の前にいかにも内容の伴つた超党派的な委員会をここに設置するのでありますと訴えておりますが、しかし、今日この委員会の中に構成されようとしているそのメンバーを見ますならば、すでに今朝の各新聞が傳えておるのであります。やはりこの超党派的な内容も、いわゆる政党中心主義的な、ことに多數中心主義的な構成になつておるのであります。少くとも超党派的な委員会であるとしたしますが、いかに少数であるとは申しましても、二人以上の議員を持つたところの、國会において政党とみなされたところの委員会からの委員の構成は当然あるべきであります。これが超党派的なる正しき内容でなければならないと考えるべきであります。あるいはまた、この構成につきましては、前國会における不当式なる政党として扱われ、委員の派遣を見るを得たのであります。しかるに、一たび大多数を民自党がとられましたや、いかなる理由でありまよ

か、超党派的なる解釈が異なります。七名の労働者農民党、あるいは五名の社会革新党からの委員の派遣を拒んでおるのであります。このような内容をおもしまして超党派的と言えるでありますようか。少くとも委員会の認定をもつて正邪善惡が決定されると、いうことは重大なる基礎をなす構成員は、正しき超党派的構成をなさなければ、正しき委員会の運営は不可能である。正しい決定はなし得られないということを考えざるを得ないのであります。

私どもは、かかる点から考えまして、今設置されようとする考査特別委員会の設置こそが日本再建にとりまして最も影影響を及ぼす事態であるという結論におきまして、原案に反対、修正案に賛成をいたすものであります。正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず米窪亮君外八十九名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の君の起立を求めます。

○副議長　等に第三を改めて、第二を改めます。議題といふ法律案、日本的一部を失業保険された議題としめます。第一條に二千五百萬円をもつて造営する法律案、日本的一部を失業保険された議題としめます。

特別会計  
運轉資本  
法律案(内閣  
船員保険  
法律案、  
行君) 日  
同一の委  
ますから  
。委員長  
会理事官  
の増加に  
三年度に  
二十四年度  
局資金が  
る。

（提出）全の増加  
法の一部  
（提出）法の一部  
（提出）日程第二、並  
にに関する安  
特別会計計  
（提出）を改正す  
員会に付  
、一括し  
の報告を  
轄靖君  
ら練り入  
の增加等  
の一條を  
於テ支拂  
金ニシテ少  
爲ラザリ  
ハ之ヲ翌  
トヲ得

年シ当義 加う四れ一千た本に閑求て託る・法法道

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

大藏大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ会計検査院ニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ該経費ニ付テハ財政法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト見做ス

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

造船局据置運轉資本の増加等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により最終号の附録に掲載〕

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計から受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、營繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。

第四條 及び第五條を次のように改める。

第六條 中「普通保険勘定又は失業保険勘定の各」を「この会計」に改める。

第六條 及び第五條 削除

保険勘定」及び「当該勘定」を「この会計」に改め、「又は保険金」を

「保険勘定」に改め、「又は保険金」を

## 第二十條 削除

### 附 則

1 この法律中第十五條の二の改正規定に關する部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 昭和二十三年度の決算に關しては、なお、從前の例による。

3 この法律施行の際、從前の普通保険勘定及び失業保険勘定に屬する積立金は、政令の定めるところにより、この会計の積立金となるものとする。

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により最終号の附録に掲載〕

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により最終号の附録に掲載〕

不足額は、翌翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

この法律は、公布の日から施行す

る。

○宮幡靖君登壇

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により最終号の附録に掲載〕

右、御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました船員保険特別会計法の一部を改正する法律案、失業保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大藏委員会の審議の経過並びに結果の概略を御報告申し上げます。

まず船員保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正しようとした点は次の二点であります。すなわちその第一点は、船員保険特別会計におきましては、昭和二十二年十二月法律第二百三十六号をもつてこの会計を設置して以来、同会計を普通保険勘定及び失業保険勘定の二勘定にわけて整理して参りまし

たが、このように勘定を区分する二点であります。すなわちその第一点は、船員保険特別会計において、委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

本条の内容の第一点は、造船局据置運轉資本を増加せんとするものであります。すなわち、作業用原材料の價格上昇することによつて補足せんとするものであります。すなわち、高騰と戦災復旧等のため増加を要する二千万円を造船局特別会計資金より繰入れることによつて補足せんとするものであります。第一点は、從來同会計において支拂義務を発生した経費であつて、年度内に支出を終らないものであつて、年度内に繰越す規定が、同会計規則を翌年度に繰越す規定が、同会計規則に規定されていましたので、財政法施行に伴い、これを造船局特別会計法に明示せんとするものであります。

本案は、去る二十五日当委員会に付託されたものであります。河田委員よりの説明を聽取し、ただちに審議に入りましたが、共産党を代表して河田委員は反対意見を、民主自由党を代表して宮幡委員は賛成意見述べられました。次いで採決の結果、起立多数

が、現行法令では、年度経過後におきましてはこの処置ができるのであります。つまりして、この場合には一般会計に返納せず、翌年度分の國庫負担金に充當せよとする道を開こうとするものであります。

改正する法律案について申し上げます。

改正する点は、失業保険法に基きま

す事務費及び失業保険給付に要します事務費及び失業保険給付に要します

経費の國庫負担金を一般会計から受け入れる場合に、精算上過不足を生ずる場合に、精算上過不足を生ずる場合があります。

改めて、この場合に、精算上過不足を生ずる場合があります。



二十八日に、國家行政組織法の一部を改正する法律案につきましては本多國務大臣から、また郵政省設置法の一部を改正する法律案及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案につきましては小澤通信大臣からそれゞゝ提案理由の説明を聽取したのであります。

國家行政組織法の一部を改正する法律案の内容をきわめて簡単に申し上げますと、本法は本年四月一日より施行することになつておりましたが、御承知の通りに、行政機構の簡素化及び人員整理を盛り込みまして各省設置法案及び定員法案がたゞいま準備せられておりまするから、本法の施行期日を本年六月一日まで延期したいといふのであります。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案の内容を申し上げますと、この両案はいずれも来る四月一日より施行せられることになつておりますが、國家行政組織法及び各省設置法の施行が六月一日まで延期せられることになりましたので、これに歩調を合せて、とりあえず両省設置法の施行期日を四月一日から六月一日に延期したいといふのであります。

これらの三案に対する質疑は、二十八日及び本日の二回にわたつて熱心に行われました。その質疑のおもなものを申し上げますと、共産黨の木村榮君から、施行期日を六月一日に延期するためには予算上の措置をとられる君から、施行期日を六月一日に延期するためには予算上の措置をとられる君から、施行期日を六月一日に延期するよりは、六月一日に施行せられるときは十分に予算上の措置が伴うておらな

ければならないから、必要があれば予算の補正を行いたいという旨の答弁があ

ります。両案は委員長報告の通り決する政省と電氣通信省とを分離して、その合計を通信省の予算として計上してあ

るから、ただちに困ることはない、また

行政整理に関しましては、予算を準備しておらなかつたので十分ではない、また

が、大体の目安をつけて予算を組んであるという答弁がありました。

質疑終了の後、続いて討論に入りましたところが、民自党の小川原政信君より原案に賛成の討論がありました。

共産黨の木村榮君より、この三案の施行期日を延期することは、これは一方的な行政整理のための延期でないことをば確認し、さらにその延期の期間を活用して、政府は從來の不合理なる点を十分に検討の上調整すべしとの意見が述べられました後、原案に賛成の意を表されました。公正俱樂部の小林信一君よりも賛成の意見が表されて、討論を終結いたしました。採決の結果、全会一致で原案の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

る法律案外一件を一括して採決いたし

ます。両案は委員長報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

補償する。但し、その総額は、十億円を限度とする。

2 前項に規定する損失及びその額は、産業設備當團法第四十條に規定する産業設備當團損失審査会が

決定する。

(補償債務等の決済)

第二條 政府は、前條第一項の補償債務の決済を、國債証券の交付により行うことができる。

2 前項の規定により決済のため交付する國債証券の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付價格 額面百円につき百円

二 債還期限 十年

三 利率 年五分五厘

3 政府は、前條第一項の補償債務の決済のため必要な金額を限り昭和二十三年度において公債を発行

することができる。

第三條 前條の規定は、戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第六十條第五項の規定に基き政府が地方公共團體又は特定機関(同法第一條第一項に規定する特定機関をいう。)に対して交付すべき金額を決済する場合及び

国民更生金庫法(昭和十六年法律第十八号)第二十二條の規定に基き政府が更生債券の元本の償還

及び利息の支拂に関する保証債務を決済する場合に準用する。

附 則

第一條 政府は、産業設備當團が産業設備當團法(昭和十六年法律第十九号)第十七條に規定する業務に因り昭和二十一年度及び昭和二十三年度において受けた損失を

この法律は、公布の日から施行する。

産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔宮崎端吉登壇〕

〔宮崎端吉登壇〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○宮崎端吉登壇 たゞいま議題となりました。産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案につきまして、大藏委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

まず本案の要旨を申し上げますと、その第一は、産業設備當團が同法第十七條の規定する業務によつて昭和二十一年及び二十三年度において受けた損失を約二十四億円を限度として補償せんとする旨の契約をしており、この補償契約に従いまして毎年度同當團に対して補償を実施して参つたのであります。

設備當團につきましては、産業設備當團法第三十九條の規定に基きまして、政府は昭和十六年度から昭和二十一年度までに同當團が受けました業務上の損失を約二十四億円を限度として補償せんとする旨の契約をしており、この補償契約に基き政府が地方公共團體又は特定機関(同法第一條第一項に規定する特定機関をいう。)に対して交付すべき金額を決済する場合及び

国民更生金庫法(昭和十六年法律第十八号)第二十二條の規定に基き政府が更生債券の元本の償還及び利息の支拂に関する保証債務を決済する場合に準用する。

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

いうのであります。そうして、その補償に際しましては、さきの契約金額三十四億円と補償実施金額十三億円との差額である十一億円を限度とするとともに、この損失の範囲及び損失金額につきまして、從來の塗装設備營管損失審議会が決定することとしたそりうのであります。次に、補償債務の決済につきましては交付公債をもつてな第三條にその條件を規定してあります。

つける必要があるとして本案に賛成北受くべきであると述べられ、民主党代表して荒木委員は、制度上適切ではないが、一日も早く清算を完了するためと、交付公債の発行が補償限度内に限られていることにより本案に賛成北られ、社会党を代表して川島委員は、補償契約が戦時においてなされたものであること、しかも国民の負担において特定資本を救済するにすぎないものであるとして本案に反対せられ、共産党も反対するとして、本件は、(略)

償するというものが、当時における設備の損失補償の精神である。しかしながら、この損失補償の精神は、わが國が大東亜戦争に必勝であるという前提であり、すなわち言いかえれば、戦いに勝つことが担保物件としてなされましたが、あるという筋合いのものであります。かかるに、言うまでもなく大東亜戦争は、さんたんたる有様で敗北に帰しました。従つて、当時契約せられました戦勝担保物件もすでに喪失をいたし、従つて、法律的に申し上げましても、

是が非でもこの補償を実行いたしたい  
というためには、卒然として産業設備整備  
團に対するこの新しい法律の設定を上程  
して参つたのであります。すでに法  
律的にも政治的にもその存在の意義を  
喪失しておりますところの當團に對  
して、政府は何ゆえに、最も財政的に  
困憊をきわめ、國民經濟が窮乏をきわ  
めておりりまする今日、卒然としてかく  
のごとき國民大衆の大なる負担となる  
べき筋合の新しき法律を急いで提出す  
なければならぬか、ということに対する  
な攻守の眞實といふことは決して

金融資本家に対して國民大衆の犠牲の上においてこれを救済せんとするかといふ野望か、この新しき法律案の中に明確に繕り込まれておるかといふことを、言わざるを得ないのであります。(拍手)

本案は、去る二十二日、本委員会に付託されたものでありまして、二十六日提案理由の説明を聽取ったしました。同日ただちに審議に入りまして、同日並びに二十八日、共産黨の風早委員、民主自由黨の石原委員等より、損失発生の理由、資産処分の方法等に關して質疑がありました。かくて二十九日討論に入り、民主自由党を代表して宮崎委員は、産業設備當國法が戰時立法であるため幾多の矛盾のあることは認めますが、かような煩わしいものの後始末がついていないことは日本再建の障害となると思うから、この際結果を

○川島金次君登壇  
〔川島金次君登壇〕  
君。○  
○川島金次君 ただいま提案になります。  
した産業設備當國の業務上生じた損失補償に關する法案に対して、私は日本社会党を代表して、明確に反対の意を表明するものでござります。  
本法案の前身とも申し上げるべき事業設備當國の業務上に伴う損失補償の法律は、言うまでもなく昭和十六年、わが國が大東亜戦争を決行いたしまするときに出发をいたしたものであります。しかも、當國がその戦時中において業務を遂行するためにはじました業務上の損失をば國庫の負担において

この軍事補償の打切りに対し、何とか打切りをせずして済むように最後まで模索をいたしたということは、皆さんの御承知の通りであります。しかるにボツダム宣言の無條件受諾に伴い、この歟大きな軍事補償——それは産業及び金融資本が抱いておりました債権をば、敗戦という事実に立脚して棒引きにするという構柄が、いやおうなしに実現されたのであります。この政府が今日補償をいたしたいという産業設備賛勵の持つており事務は、ただいま申し上げました軍事補償打切りと同様の性質を持つていると私どもは考えておるのであります。

のまま引揚げて、その上に、政府は未だこれら同胞に対して何らの補償もらしておらないではありませんか。士君は海外同胞が、このような結果をいたしまして、今や路頭に迷う者、あるいは生活に困窮をきわめておる者が大数限りなくあるにかかわらず、これに対しましては、何ら政府が一錢の補償もいたしておらないにかかわらず、この新しき法律の中には、朝鮮銀行が所有いたしておりますところの、いわゆる海外資産に対する補償を含めておるという事実があるのであります。この事柄は、國民大衆の窮乏をしり日にして、いかに吉田内閣が、與党的な議君とともに一部の産業資本家、一部の

高資本家や中等資本家などに曰ふて、諸君の犠牲に当面いたしむる場合には、先頭に立つておりまする先輩責任政治理家は、金融・産業資本家のために同情の涙をふるつておつたのであります。かかるに、今度のこの問題をもあわせ考えてみますと、一部の資本家や金融資本家の利益を擁護するためのこの法律をば、あえて卒然として無理をしながら出すにかかわらず、その十億という補償の裏には、やがて今全般に巻き起つておりまする徵稅強行の犠牲のもとにおいて、農民はむろん、中小業者並びに職場に働く労大衆も、重圧に重なる重圧に塗炭の苦勞を続けながら中には閉店・闇業あるいは倒産、あるいはまた近くは、その課稅

つける必要があるとして本案に賛成せられ、なお整理は会計検査院の検査を受くべきであると述べられ、民主党を代表して荒木委員は、制度上適切ではないが、一日も早く清算を完了するためと、交付公債の発行が補償限度内に限られていることにより本案に賛成せられ、社会党を代表して川島委員は、補償契約が戦時においてなされたものであること、しかも国民の負担において特定資本を救済するにすぎないものであるとして本案に反対せられ、共産党を代表して風早委員は、提案の趣旨にも、特殊清算事務にも、弁済の基準にも疑問があり、一部独占資本を救済するにすぎない上、交付公債発行に対する反対せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。川島金次君。

【川島金次君登壇】

○川島金次君 ただいま提案になりました産業設備官庫の業務上生じた損失補償に関する法案に対し、私は日本社会党を代表して、明確に反対の意を表明するものでございます。

本案の前身とも申し上げるべき産業設備官庫の業務上生じた損失補償の法律は、言うまでもなく昭和十六年、わが國が大東亜戦争を決行いたしましたときに出来をいたしたものであります。しかも、當國がその戦時中におりて業務を遂行するためにはじました業務上の損失をば國庫の負担において補

償するというものが、当時に於ける設備官庫の精神である。しかしながら、この損失補償の精神は、わが國が大東亜戦争に必勝であると、いき前提であり、すなわち言いかえれば、戦に勝つことが担保物件としてなされました契約であるといふ筋合いのものであります。

かかるに、言うまでもなく大東亜戦争は、さんたんたる有様で敗北に歸りました。従つて、法律的に申し上げましても、政治的に言いましても、この當國に対して國が補償するという意義は、その戦勝担保物件もすでに喪失をいたしました。従つて、當時契約せられましたとき、終戦と共に喪失をいたしておるということは、言うまでもあります。

言うまでもなく、われくは、一昨年の春、この議会において、四百億に及びまする軍事補償の打切りを主張し、當時與党であります自由党の諸君と、当時の政府、第一次吉田内閣は、この軍事補償の打切りに対して、何とか打切りをせしめて済むよう最後まで模索をいたしたたることは、皆さんの御承知の通りであります。しかしにボッダム宣言の無條件答諾に伴い、この厖大な軍事補償——それは産業及び金融資本が抱いておりました債権をば、敗戦という事実に即脚して構引きにするという事柄がいやおうなしに実現されたのであります。この政府が今日補償をいたしたいという産業設備官庫の持つておりました債務は、ただいま申し上げました軍事補償打切りと同様の性質を持つていると私どもは考えておるのであります。

しかも政府は、三月三十一日までに

是が非でもこの補償を実行いたしたい  
　　といたために、卒然として産業設備開  
　　拓團に対するこの新しい法律の設定を上  
　　程して参つたのであります。すでに法  
　　律的にも政治的にもその存在の意義を  
　　喪失しておりますところの當團に對  
　　して、政府は何ゆえに、最も財政的に  
　　困憊をきわめ、國民經濟が窮乏をきわめて  
　　おります今日、卒然としてかくある  
　　のごとき國民大衆の大きな負担となる  
　　べき筋合の新しき法律を急いで出さ  
　　なければならぬか、ということに對する  
　　政府の眞意をわれ／＼は疑わざるを  
　　得ないのであります。(拍手)

　　いわんや、この十一億に余りますする  
　　補償の中に、在外資産をも含めてい  
　　るのであります。われ／＼國民の同胞  
　　である在外同胞が終戦とともに内地に  
　　引揚げて、その在外同胞の多くは、永  
　　年の間外地に在つて粒々辛苦の上、あ  
　　る一定の財産、資産を持つておつたの  
　　にかかわらず、終戦とともに着のみ尊  
　　の今まで引揚げて、その上に、政府は  
　　未だこれら同胞に対して何らの補償を  
　　らしておらないではありませんか。大  
　　多數の海外同胞が、このような結果と  
　　いたしまして、今や路頭に迷う者、よ  
　　るいは生活に困窮をきわめておる者が  
　　数限りなくあるにかかわらず、これなど  
　　に対しましては、何ら政府が一錢の補  
　　償もいたしておらないにかかわらず  
　　この新しき法律の中には、朝鮮銀行が  
　　所有いたしておりますところの、い  
　　わゆる海外資産に対する補償を含めて  
　　おるという事実があるのであります。  
　　この事柄は、國民大衆の窮乏をしりり  
　　にして、いかに吉田内閣が、興覺の謀  
　　君とともに一部の商業資本家、一部の

金融資本家に對して國民大衆の犠牲の上においてこれを救済せんとするかといふ野望が、この新しき法律案の中に明確に織り込まれておるかといふことを、言わざるを得ないのであります。(拍手)

吉田内閣は、一昨年の、先ほど申し上げました軍需補償打切りの際に、諸君もおよそ御記憶に新たなるところでありましようが、あの予算委員会の席上において、当時の第一次吉田内閣の大藏大臣石橋君並びに經本長官でありました膳桂之助君は、軍需補償の打切りのやむなきに至つた際に、予算委員会にわれ／＼を招待して、その席上、軍需補償打切りに対し、悲涙をしほつてその説明をいたしたことは、皆さんも御記憶に新たなところでありますよう。

一体吉田内閣は、また吉田内閣を支持いたしまする民主自由党の諸君は、金融資本家や産業資本家が出血をして、その犠牲に当面いたしまする場合には、諸君の先頭に立つておりまする先輩責任政治家は、金融・産業資本家のために同情の涙をふるつておつたのであります。しかるに、今度のこの問題をもあわせ考えてみますと、一部の資本家や金融資本家の利益を擁護するためのこの法律をば、あえて卒然として無理をしながら出すにかかるわらず、その十億という補償の裏には、やがて今全國に巻き起つておりまする徵稅施行の犠牲のもとにおいて、農民はむろん、中小業者並びに職場に働く労大衆も、重圧に重なる重圧に塗炭の苦勞を続けながら中には閉店、閉業あるいは倒産、あるいはまた近くは、その課稅

重圧のために精神異状を來して発狂する者、あるいはまた投身自殺をする者等が、今や陸続として全國に現われておるのであります。かくのごとき吉田内閣の徵税強行によつて、國民大衆は殺人の事情に置かれておるのであります。このよくな形においてしぼりとつてまいりますところのわれゝ國民大衆の血稅の資本を——一部産業金融資本家の擁護のために、あえてわれわれ國民大衆の負担となるべき十一億の血稅をばこれにまわして行くということに対しましては、われゝは断乎として反対せざるを得ないのであります。(拍手)

いわんや、民自黨の内閣並びに諸君は、かつて總選舉の前に國民に公約をいたした、いわゆるあらゆる具体的な政策を棚上げすることには、きわめて勇敢である。しかるに一方において、この産業設備團のかつての法律は、資本家と金融家に対する古証文であつた。この古証文を生かすことには汲々たる民自黨の諸君が、新しく國民に対して契約いたしました公約の実現にはきわめて冷淡冷酷であるというこの事實から言いましても、まことに私は、むしろお氣の毒な感を禁じ得ないのであります。

以上申し上げました所見によりまして、要するにわれゝは、今日失効となり、存在の意義をなくして、しかも今これを卒然としてやらなければならぬといひ窮迫した事情もございませんこの場から見まして、労働大衆の犠牲によつて行はれますところの一部産業金融資本家の救済案である本法案に對しましては、日本社會黨は國民の名

○副議長(岩本信行君) 風早八十二君  
〔風早八十二君登壇〕

○風見八十二君 私は、日本共産党を代表して本法案には絶対に反対し、かつそのすみやかな撤廃を政府に要求するものであります。その理由とするところは、大よそ次の通りであります。

第一に、政府が本法案を提出いたしました趣旨は、産業設備當園法第三十九條に規定しておる損失補償契約を履行するにあるのりますが、當園法の任務は、その第一條にも明らかでありますように、徹頭徹尾戦争目的でありますとして、従つて終戦となり、ボツダム宣言の無條件受諾となりまして、新しく発足した戦後の日本の國民經濟のもとにおきましては、これは實質上その存在理由を失つております。まつたく有害無益なる存在となつておるのあります。このことは、軍需補償打ち切りの大原則がはつきりと立てられたことによりまして、すでに明白であります。現に産業設備當園そのものが、すでに二十一年十二月末には閉鎖になつてゐる。このことによりまして、明らかに証明せられておる次第であります。従つて、政府が損失補償をなすべきかいかは、事情のまつたく変更した今日の事情に照して、國会の承認を得て、われ／＼の独自の判断において決定せらるべきものであります。

しかるに政府は、本法案を提出するにあたりまして、立法理由をもはや完全に喪失しております産業設備當園法をす。

あらかじめ適用して、すでに契約期限の満了しておりますこの補償をあえて犯更の原則にまつたく反している。刑法などとすることは、打切りの精神に根本的に反しておるのみならず、これでは法理論上から申しましても、事情変遷機関再建整備法を援用してこの法案の理由といったそりとしておりますが、しかしながら、御承知のように、再建整備法は徹尾軍需補償の打切りの大原則に従属した法律でありまして、この再建整備法を濫用して、あえて大原則を無視するということは、ひいてはボッダム官宣に対するまつこうからの違反であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

は妥当ならざる評價基準と称せざるを得ないのであります。清算事務にあたつて、必ずしも高い値段で賣つて、もうけなくてはならぬということはない。さりとて、わざわざ損をして國庫に對する負担を背負い、行く行くは國民にその犠牲を背負わせると、いうことは、はなはだ妥当を欠く処置であると考えるのであります。

この問題に關連いたしまして、さらにはこの法案の規定しております補償債務の弁済基準にも、はなはだ妥当を欠くものがあるのであります。當團に對する一般債権者は、特に大手筋の銀行銀行であります。あるいは千代田銀行、第一銀行、三菱重工業、こういつた大手筋の銀行並びに巨大な企業であります。これに反して、社債権者は主として中小の銀行、また大藏の預金部であります。しかるにこの法案は、一般債務の弁済に對しては一〇〇%をやり、社債についてははわずか一一%をやる。このことは、閉鎖機関の第十一條のいわゆる閉鎖機関の債務の弁済については、特に預金者等小額の債権者の利益を考慮し、かつ債権者間の平衡を害しないように留意しなければならぬ、この規定にまつこら違反しておるのであります。

第三に、さらに本法案がかりに実施せられた場合の実質上の結果をわれわれは問題にしなくてはならない。これはきわめて少数の銀行資本家並びに三井資本のみを不均衡に利益せしめるのでありまして、一般の産業資本家そのものに少しも利益にならない。ここに問題があるのであります。すなわち、この設営當團の債務は、八割までは資

金統合銀行、日本興業銀行、千代田銀行並びに第一銀行の四行に対するものでありまして、三菱重工業に対する債務一億円を加えるならば、ほとんど全部がこの一般債務を占めておるのであります。こういう銀行にいくら救済をいたしましても、これによつて一般の産業資本家は少しも利益しない。これは、私は皆さんにお聞きしたいのです。皆さんの中にも堂々たる産業資本家がおられる。少くもその代表者ははたくさんおあります。しかしながら、皆さんの中で、この十一億円の補償によって利益を受けられる方が一人でもおありになるか、私は、はなはだこれを疑わざるを得ないのであります。

第四に、本法案がこのよるな不當な補償債務の決済をなすにあたりまして——これは最も大事な点であります。が、交付公債を発行しようとしたとしてあります。この法案の提案の理由書には、補償契約の期限経過後において生じた業務上の損失をこの際補償することとする、ということを申し述べております。局何も理由はない、無理由書なのであります。この無理由書におきまして、たつた一つ意味深長である言葉は、今申しました「この際」ということです。一体「この際」とは何であるか。「この際」というのは、私が大蔵委員会で政府委員から承りました説明によりまして判断いたしますと、これはまさに経済九原則が出て、そうして二十九年度の予算案が上程されんとして上程されざるこの際、上程されるがごとくにして上程されざるこの際でありますて、言いかえれば、経済九原則並びに内示によりまして國債発行は認めない、この大原則が今出ようとしてまだ出ないこの際だ、これが出了ならばたいへんだ、これが出了ならば、たいへん事はめんどうになる、今のうちだ、この際火事どろ的にわれくはこの法案を通しておこうというが、本法案の趣旨なのであります。(拍手)

しくは二十四年度のことであつて、は重ねて尋ねたのであります。また、この算案におきまして、この十一億円の交付公債の全負担がかつて來るに付けるべきことと/or>ます。まだ出ておらない二十四年度のものに対する、結局二十四年度の予算案が、はつきりとござる。これは驚くべきことと/or>ます。  
私は、この法案に書いてありますように、この予算案に織り込んで、うなじにこの予算案を纏めています。ういう意図が、はつきりとござります。露せられておるのであります。  
私は、この法案に書いてあります。利率五分五厘をもつて掛かります。しかしながら、今日わざと一百五十万円といえど何でもないか、そういうれば、それまであります。わずか五万円の税金のためをくくつて死んでいる中小業者さんあるではないか。(拍手)家を中心としているよううな業者の人も、たゞさんあるではないか。されば、日常これを目撃しておこなう状態におきまして、いやどうぞ太りに太つてゐるところの巨本のみに六千二百五十万円を拿出す。その理由がどこにあるでしょうか。

いう、そういううけちな根性はやめていい  
ただきたいのです。労農党、社会  
会党はもとより、國協党、民主党、民  
自党の各位におかれまして、國民の  
代表として、眞剣にボッダム宣言、極  
東委員会の諸決定並びに經濟九原則を  
守つていただきたい。そうして、これ  
らの大原則に即して私の反対討議に御  
賛成あらんことを皆様方に切望してや  
まない次第であります。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) これにて討論  
は終局いたしました。  
採決いたします。本案の委員長の報  
告は可決であります。本案を委員長の報  
告の通り決するに賛成の諸君の起立  
を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ  
つて本案は委員長報告の通り可決いた  
しました。(拍手)

○山本猛夫君 残余の日程は延期し、  
明三十日午後三時より本会議を開くこ  
ととし、本日はこれにて散会せられん  
ことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議  
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと  
認めます。よつて動議のごとく決しま  
した。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

出席國務大臣

國務大臣 植田 俊吉君

運輸大臣 小澤佐重喜君

建設大臣 益谷 秀次郎君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員会 内閣官房 大蔵省 内閣官房  
〔朗説を要する〕  
一、昨二十八日 総理大臣申請に任命する  
〔石炭長〕  
（石炭長）商長  
一、去る二十日 通り当選した  
経済安定委員会  
理事 理事  
内閣委員会  
理事 理事  
運輸委員会  
理事 理事  
予算委員会  
理事 理事  
大澤嘉一  
一、昨二十八日 特別委員会  
り特別委員会  
海外同胞引  
足立 足立  
池見 池見  
門脇勝 門脇勝  
小西 小西  
篠田 篠田  
佐々木 佐々木  
若松 若松  
坂口 坂口  
薬師神岩 薬師神岩

昌房長官 増田甲子七君  
昌房次長 郡 祐一君  
政務次官 中野 武雄君  
工事監理局 山地 八郎  
工事監督局 波多野義熊  
工事監督局 権配局  
六日理事互選の結果次の通り。  
六日理事互選の結果次の通り。  
た。  
員会  
金光 義邦君  
吉米地義三君  
平治君 佐伯 宗義君  
鷹郡君 安部 俊吉君  
茂隆君 小川 平二君  
太郎君 北川 定務君  
寅松君 小西 英雄君  
秀世君 佐々木盛雄君  
弘作君 夏永格五郎君  
マサ君 松本 善壽君  
太郎君 山本 猛夫君  
虎雄君 天野 久君  
主税君 幸本 齋君

柳原	三郎君	山本	利壽君
受田	新吉君	岡	良一君
堤	ツルヨ君	田島	ひで君
浦口	鉄男君	高倉	定助君
災害地対策特別委員	青木 正君	飯塚 定輔君	
大内	一郎君	岡延右 <sub>イシロ</sub> 門君	
小川原政信君	義照君	尾関 義一君	
角田	幸吉君	川端 佳夫君	
菅家	喜六君	黒澤富次郎君	
小金	義照君	小平 久雄君	
五島	秀次君	小峰 柳多君	
鈴木	明良君	鈴木 善幸君	
田中	啓一君	玉置 實君	
飛嶋	繁君	永井 英修君	
仲内	憲治君	野村專太郎君	
鳥山	鶴吉君	橋本登美三郎君	
三池	信君	山本 久雄君	
久野	忠治君	大西 稔夫君	
長谷川四郎君		高橋清治郎君	
宮腰	喜助君	林 好次君	
加藤	鑑造君	足鹿 覚君	
佐々木更三君		川島 金次君	
池田	案雄君	田中織之進君	
中西伊之助君		砂間 一良君	
金子與重郎君		吉川 久衛君	
石野	久男君	小平 忠君	
、昨二十八日議員から提出した議案	は次の通りである。		
参考特別委員会設置に関する決議			
案佐々木秀君外四名提出)			
、昨二十八日内閣から提出した議案	は次の通りである。		
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案	は次の通りである。		
金資金特別会計法の一部を改正する法律案			

会計法の一部を改正する法律案  
昨二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨二十八日、いずれもこれを承認した。  
國政調査承認要求書

三、調査の方法 関係各方面より  
右によつて國政に関する調査を致し  
四、調査の期間 本会期中  
　　査等 設明聽取、資料調  
　　の要求、実地調

算の実施状況監査のため  
三、調査の方法 小委員会の設置、資料の要求、関係方面による報告及び説明聽取並びに現状調査等

三、調査の方法  
算の実施状況監査のため小委員会の設置、資料の要求、関係方面よりの報告及び説

会計法の一部を改正する法律案  
、昨二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。  
考査特別委員会設置に関する決議案  
佐々木秀世君外四名  
、昨二十八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
貿易公團法の一部を改正する法律案  
地方財政委員会法の一部を改正する法律案  
、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。  
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)  
資金金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)  
会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)  
以上三件 大藏委員会 付託  
、昨二十八日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
地方財政委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)  
商工委員会 付託  
地方行政委員会 付託  
貿易公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)  
、昨二十八日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
日本專賣公社法の一部を改正する法律案  
正する法律案  
配炭公團法の一部を改正する法律案  
公共企業体労働關係法の一部を改正する法律案  
臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨二十八日いすれもこれを承認した。

三、調査の方法　関係各方面より  
右によつて國政に関する調査を致し  
たいから衆議院規則第九十四條にり  
承認を求める。

三、調査の方法  
算の実施状況監査のため小委員会の設置、資料の要求、関係方面よりの報告及び説

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨二十八日、いれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年三月二十六日

経済安定委員長 小野瀬忠兵衛

衆議院議長室原臺重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

（1）國庫公共事業、物價統制等に關する事項並びに物資の生産、配給及び消費その他の經濟の綜合的計画に関する事項

（2）經濟安定、經濟調査、物價統制、公正取引等に關する諸調査のため

（3）小委員会の設置、關係各方面より意見聽取、報告及び資料の要求実地調査等

（4）本会期中

（5）陸運及び海運に關する事項

（6）陸運及び海運の状況に関する諸調査並びに運輸行政の能率化その他に關する檢討

### 三、調査の方法

関係各方面より  
説明聽取、資料  
の要求、実地調  
査等

### 三、調査の方法

算の実施状況監査のため  
小委員会の設置、資料の要求、関係方面よりの報告及び説明聽取並びに現状調査等